

令和4年度における環境配慮契約法 基本方針等の検討方針・課題等（案）

1. 電気の供給を受ける契約
2. 建築物に係る契約
3. 産業廃棄物の処理に係る契約
4. 環境配慮契約法基本方針等検討
スケジュール（案）

令和4年7月15日

1. 電気の供給を受ける契約

2. 建築物に係る契約

3. 産業廃棄物の処理に係る契約

4. 環境配慮契約法基本方針等検討
スケジュール（案）

令和4年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

電力専門委員会において、以下の事項を中心に検討を行い**基本方針等の改定に反映**

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げ方向性等の検討
- ② 加点項目の整理・見直し等
- ③ 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の種類の見直し
- ③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討【1/3】

① 排出係数しきい値の引き下げ方向性等の検討

- 排出係数しきい値の引き下げの方向性としては、エネルギーミックスと統合的な新たな2030年度における排出係数※を見据えることが必要
 - 小売電気事業者の予見可能性に配慮し、2030年度に向けた引き下げの絵姿を示すことが必要
 - 全国一律の上限値である「排出係数しきい値の段階的な引き下げ」とともに、排出係数しきい値の範囲で供給区域の状況に応じた「適切な裾切り基準（配点例）の設定」により2030年度に向け着実な排出係数の低減を図る
- ※ 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」を前提に算出すると排出係数は0.25kg-CO₂/kWh

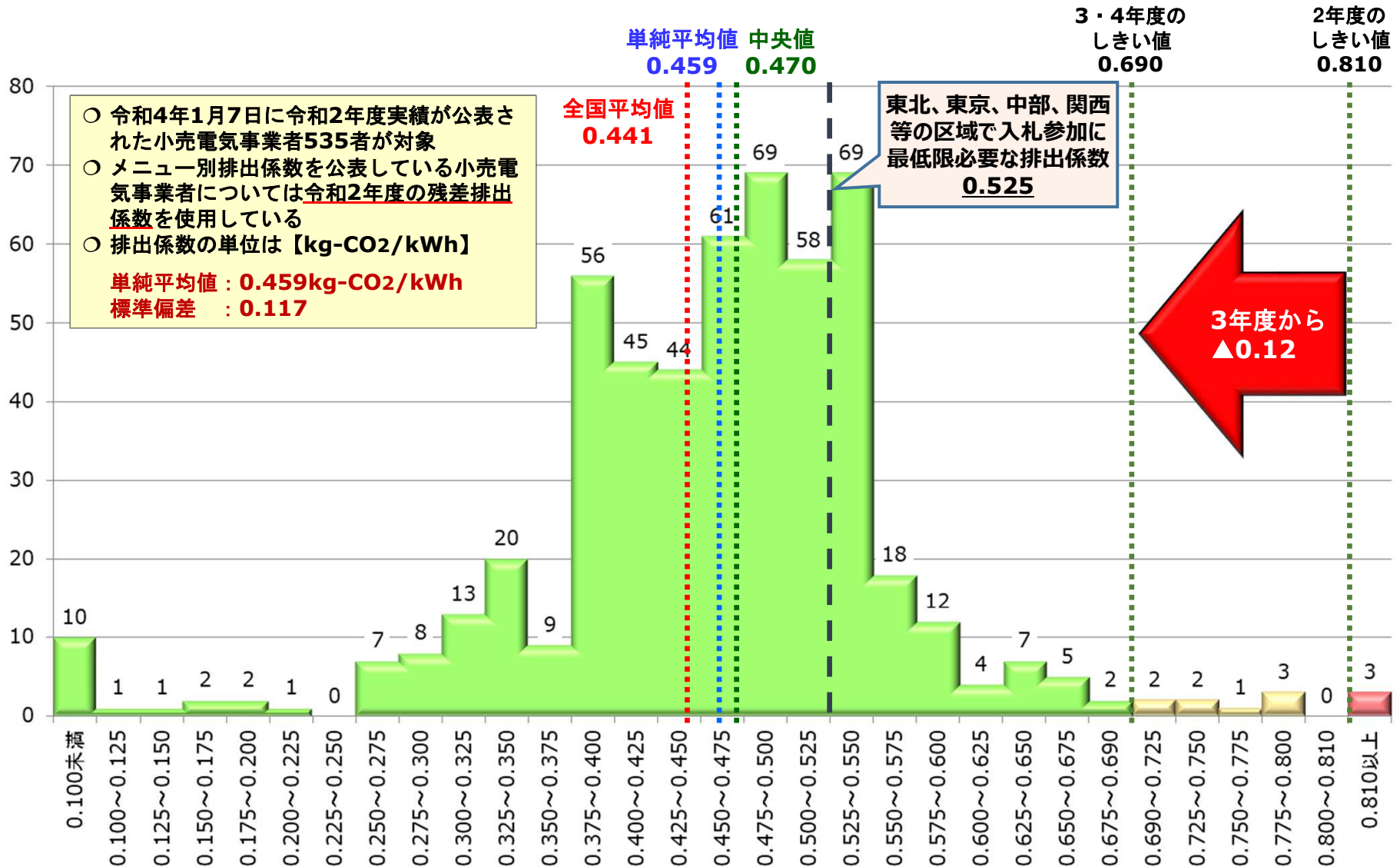


以下の点を踏まえ排出係数しきい値の引き下げのあり方及び具体的な引き下げ方針を検討・提示

- ✓ 令和2（2020）年度までの小売電気事業者の排出係数の実績及び推移
- ✓ エネルギーミックスに統合的な2030年度排出係数
- ✓ 供給区域別の小売電気事業者の参入状況及び参入事業者の排出係数

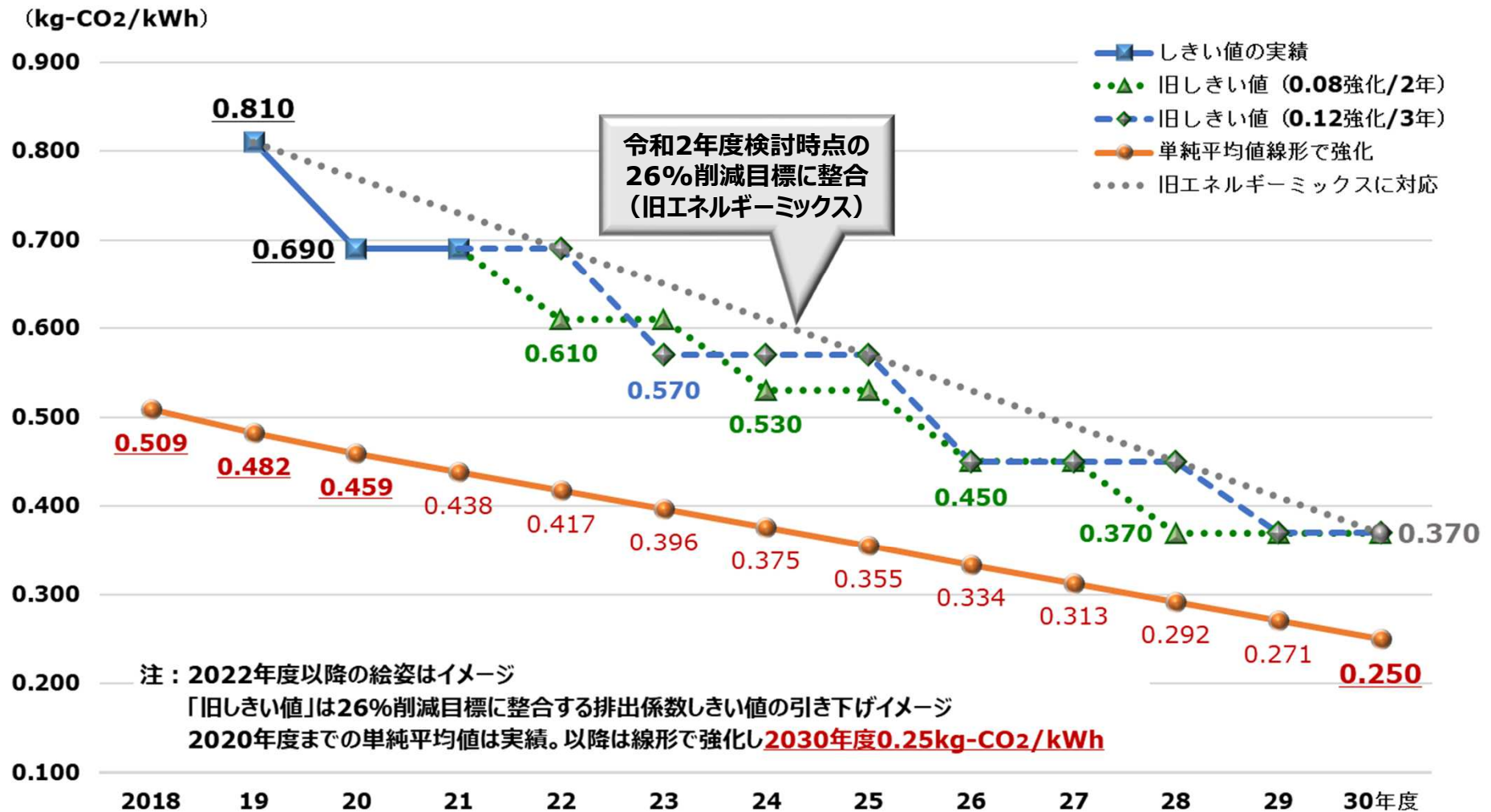
【参考】小売電気事業者の令和2年度の調整後排出係数の分布

- 令和4年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- 令和3年度から排出係数しきい値を**0.12kg-CO₂/kWh**（3年分）引き下げ



【参考】排出係数しきい値の引き下げ（イメージ）

- 令和2年度に排出係数しきい値を**0.690kg-CO₂/kWh**（▲0.12）に引き下げ
- 新たなエネルギーミックスに整合する**2030年度**の排出係数を踏まえた**排出係数しきい値引き下げの方向性を検討**



【参考】令和4年度における供給区域別裾切り配点例

- 供給区域別の裾切り基準のうち、排出係数の配点（100点満点中70点）は下表のとおり。例えば、再エネ導入状況で満点の20点、未利用エネ活用状況で満点の10点を獲得した場合、入札資格資格（70点以上）を得るためには、排出係数で最低40点が必要

➡ 東京電力PG等5供給区域（赤枠）において40点を獲得するために満たすべき排出係数は0.525kg-CO₂/kWh未滿

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.375 未滿	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.375 以上 0.400 未滿	70	65	65	65	65	65	70	70	70
0.400 以上 0.425 未滿	70	60	60	60	60	60	70	70	65
0.425 以上 0.450 未滿	65	55	55	55	55	55	65	65	60
0.450 以上 0.475 未滿	60	50	50	50	50	50	60	60	55
0.475 以上 0.500 未滿	55	45	45	45	45	45	55	55	50
0.500 以上 0.525 未滿	50	40	40	40	40	40	50	50	45
0.525 以上 0.550 未滿	45	35	35	35	35	35	45	45	40
0.550 以上 0.575 未滿	40	30	30	30	30	30	40	40	35
0.575 以上 0.600 未滿	35	25	25	25	25	25	35	35	30
0.600 以上 0.625 未滿	30	20	20	20	20	20	30	30	25
0.625 以上 0.650 未滿	25	20	20	20	20	20	25	25	20
0.650 以上 0.675 未滿	20	20	20	20	20	20	20	20	20
0.675 以上 0.690 未滿	20	20	20	20	20	20	20	20	20
0.690 以上 (令和4年度)	0								

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討【2/3】

② 加点項目の整理・見直し等

- 現行の加点項目（需要家に対する省エネ・節電等の情報提供）について必要性※、評価内容、配点・重み付け等について検討を実施
 - エネルギー小売事業者による省エネに関する一般消費者向けの情報提供やサービスの充実度を調査し、取組状況を評価・公表する制度（省エネコミュニケーション・ランキング制度）が本年4月1日より運用を開始
 - 令和3年度の小売電気事業者へのアンケート調査（供給区域別配点例の作成に活用）により、需要家に対する情報提供等の取組、省エネコミュニケーション・ランキング制度の活用及び加点項目への意向等を把握（主な小売電気事業者105者に対し実施。90者から回答）
 - 令和3年度の環境配慮契約締結実績調査（令和4年4月～6月末〆切）において調達者の加点項目の活用状況等を把握
- ※ 加点により、結果として排出係数や再エネ導入等の評価が下がることは問題との指摘

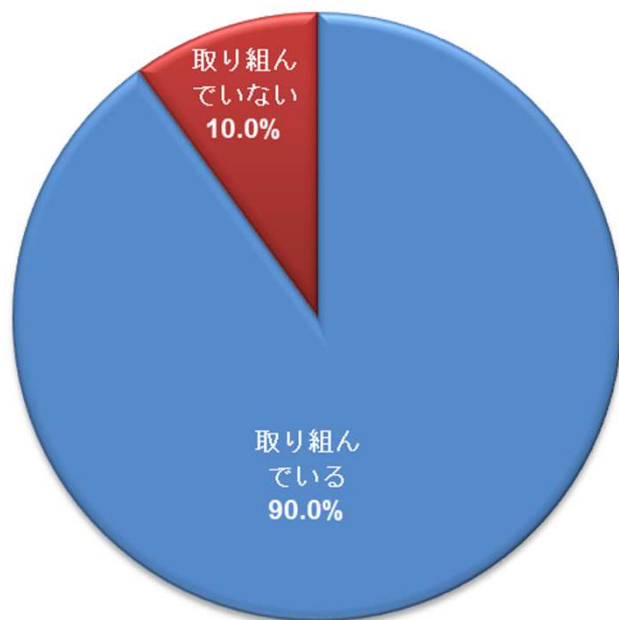


加点項目の内容等について**必要性を含めて**とりまとめ、**令和5年度の裾切り基準から反映・運用**を目指す

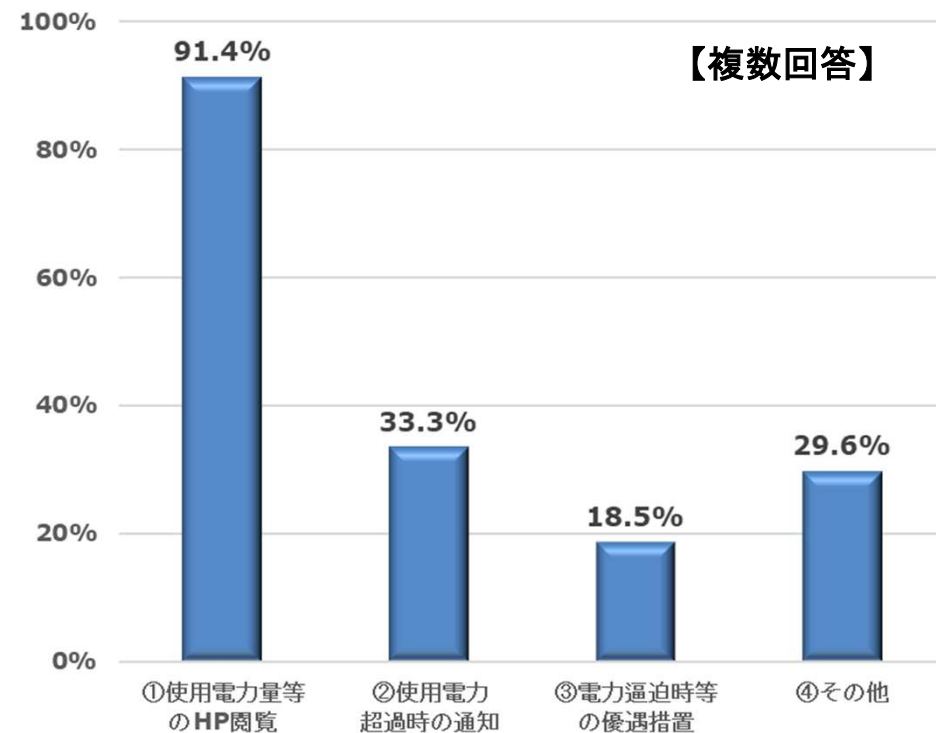
- ✓ 加点項目の必要性の判断、加点項目の評価項目・評価内容、重み付け等の検討
- ✓ 省エネコミュニケーション・ランキング制度等の活用可能性の検討

【参考】需要家に対する省エネ・節電に関する情報提供の取組

- 回答90者のうち、情報提供の取組を実施しているのは**9割**
- 取組の実施事業者における取組内容（複数回答可）
 - ① 需要家の使用電力量の推移等をホームページで閲覧できる（**91.4%**）
 - ② 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知を行う（**33.3%**）
 - ③ 電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う（**18.5%**）
 - ④ その他（**29.6%**） → 詳細な情報提供の取組、電力使用量の抑制の取組等



取組の内容



注：アンケート調査は令和3年10月現在の状況

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討【3/3】

③ 環境配慮契約未実施機関への対応

■ 環境配慮契約環境配慮契約未実施機関・施設の継続した公表

- 令和3年度の環境配慮契約締結実績の報告内容の確認・精査
- 昨年度に引き続き未実施機関・施設の公表（公表内容等の再検討を含む）

■ 環境配慮契約の実施率の向上に向けた取組

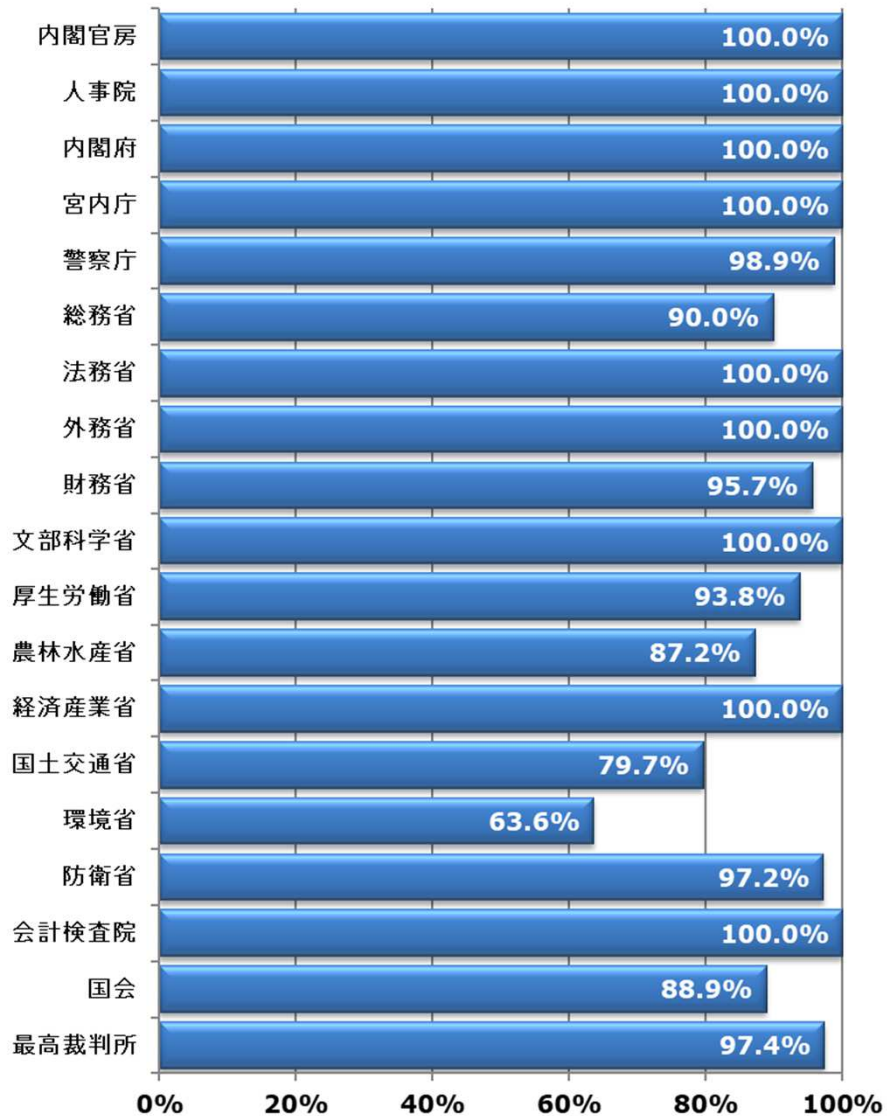
- 相対的に実施率の低い独立行政法人等への普及促進方策（優良事例、参考情報提供等）に関する検討



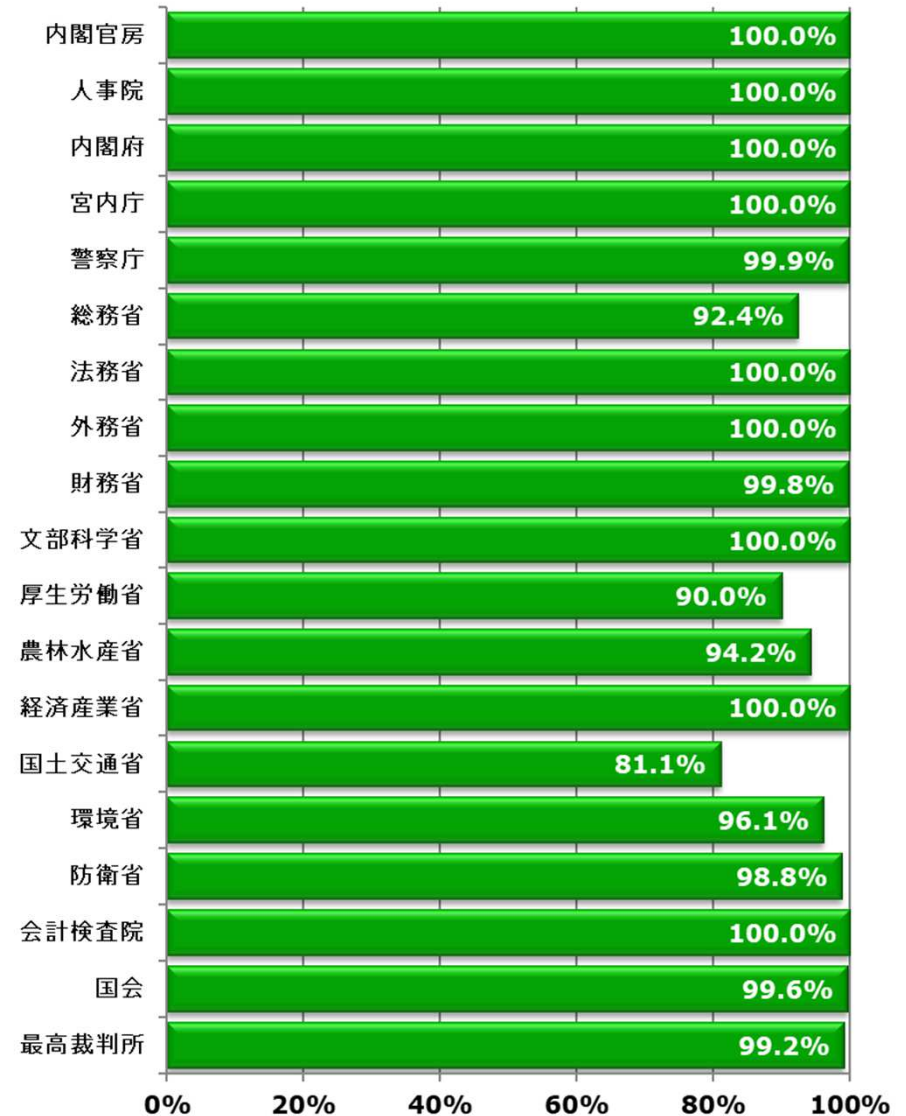
令和4年度においても、引き続き環境配慮契約未実施機関・施設の公表等の対応を図るとともに、未実施機関へのフォローアップ等の実施率向上に向けた取組を実施

- ✓ 令和3年度環境配慮契約締結実績の調査後、早期に未実施機関・施設を公表
- ✓ 独立行政法人等に対する環境配慮契約に関する情報提供等を実施
- ✓ 未実施機関の公表（令和2年度実績）による実施率向上の有無の確認
- ✓ 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップの実施

【参考】府省庁別環境配慮契約実施状況（令和2年度国の機関）



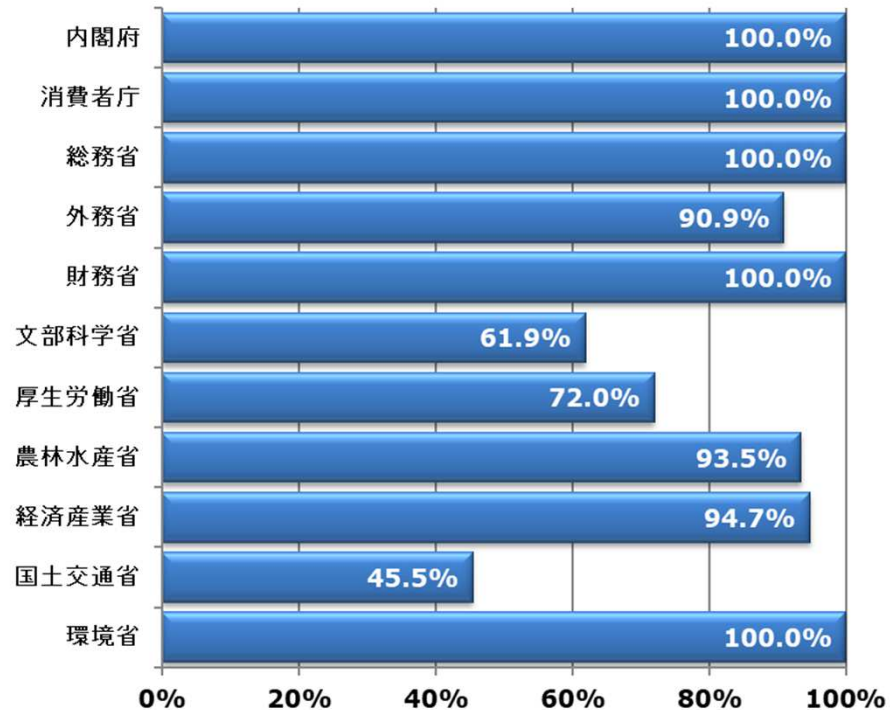
環境配慮契約の実施状況【件数】



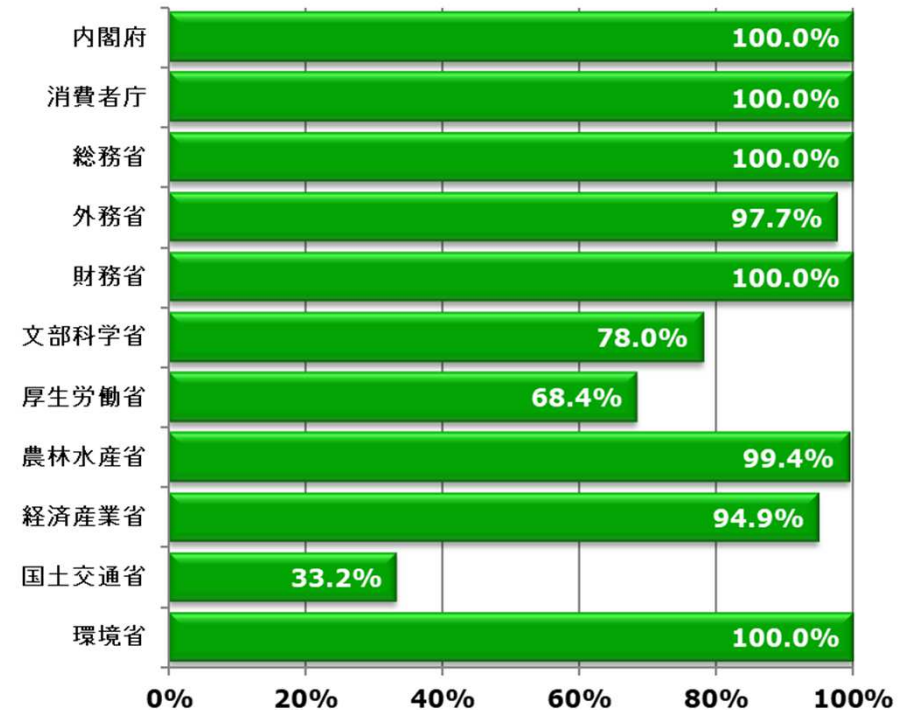
環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

注1：環境配慮契約の実施が不可能（「電力供給事業者が3者に満たない」「少額随意契約」及び「系統未接続」）を除く
 注2：電気の供給を受ける契約を1件も直接契約していない府省庁（合同庁舎の管理官署ではない場合等）は集計の対象外

【参考】府省庁別環境配慮契約実施状況（令和2年度独立行政法人等）



環境配慮契約の実施状況【件数】



環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

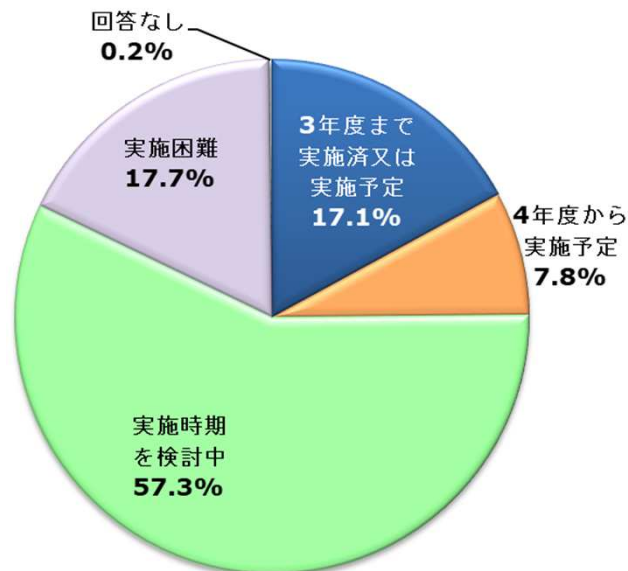
注1：環境配慮契約の実施が不可能（「電力供給事業者が3者に満たない」「少額随意契約」及び「系統未接続」）を除く

注2：独立行政法人等を所管している府省庁別の集計

【参考】環境配慮契約未実施機関の今後の見通し（令和2年度実績）

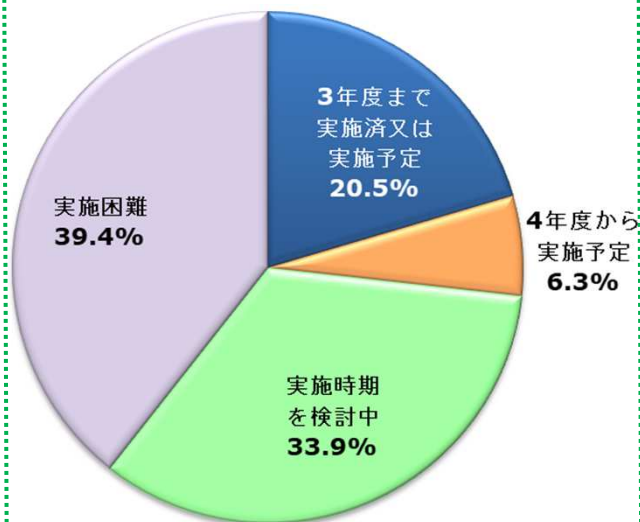
- 国及び独立行政法人等全体では「**実施時期を検討中**」が**57.3%**と過半数を占め、「**実施困難**」は**17.7%**、約8割の機関が環境配慮契約を実施又は実施予定
- 国の機関は「**実施困難**」が**39.4%**で最も多く、**4年度までに実施又は実施予定**が合わせて**26.8%**、独立行政法人等は**4年度までに実施又は実施予定**が合わせて**24.2%**、「**実施困難**」が**10.6%**

国及び独立行政法人等



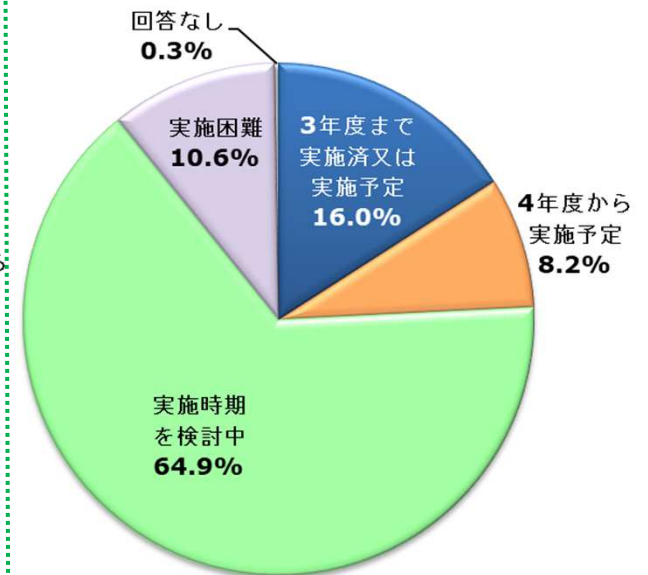
未実施機関数：515件

国の機関



未実施機関数：127件

独立行政法人等



未実施機関数：388件

注：環境配慮契約の実施が不可能（「電力供給事業者が3者に満たない」「少額随意契約」及び「系統未接続」）を除く

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討【1/3】

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

- 政府実行計画の2030年度までの再エネ電力比率の目標の60%以上を目指し、計画的・継続的に調達電力の再エネ比率を引き上げることが必要
- 調達電力の「再エネ電力比率」を制度化するためには、再エネ電源に係る定義の検討が必要



昨年度からの検討事項に係る議論を踏まえ、**令和5年度の契約から最低限の再エネ電力比率を仕様書に示すこと及び再エネ電力比率を2030年度まで計画的・継続的に引き上げる**

1. 再エネ電源の定義 【詳細は後述②】

- 国及び独立行政法人等が調達する電力の種類に関する検討
- 裾切り方式における評価や他の制度・計画等との整合性の確保に関する検討

2. 非化石証書の取扱い（トラッキングの有無、非FIT再エネ指定等）

- 上記1及び市場取引の状況を踏まえた非化石証書の取扱いに関する検討

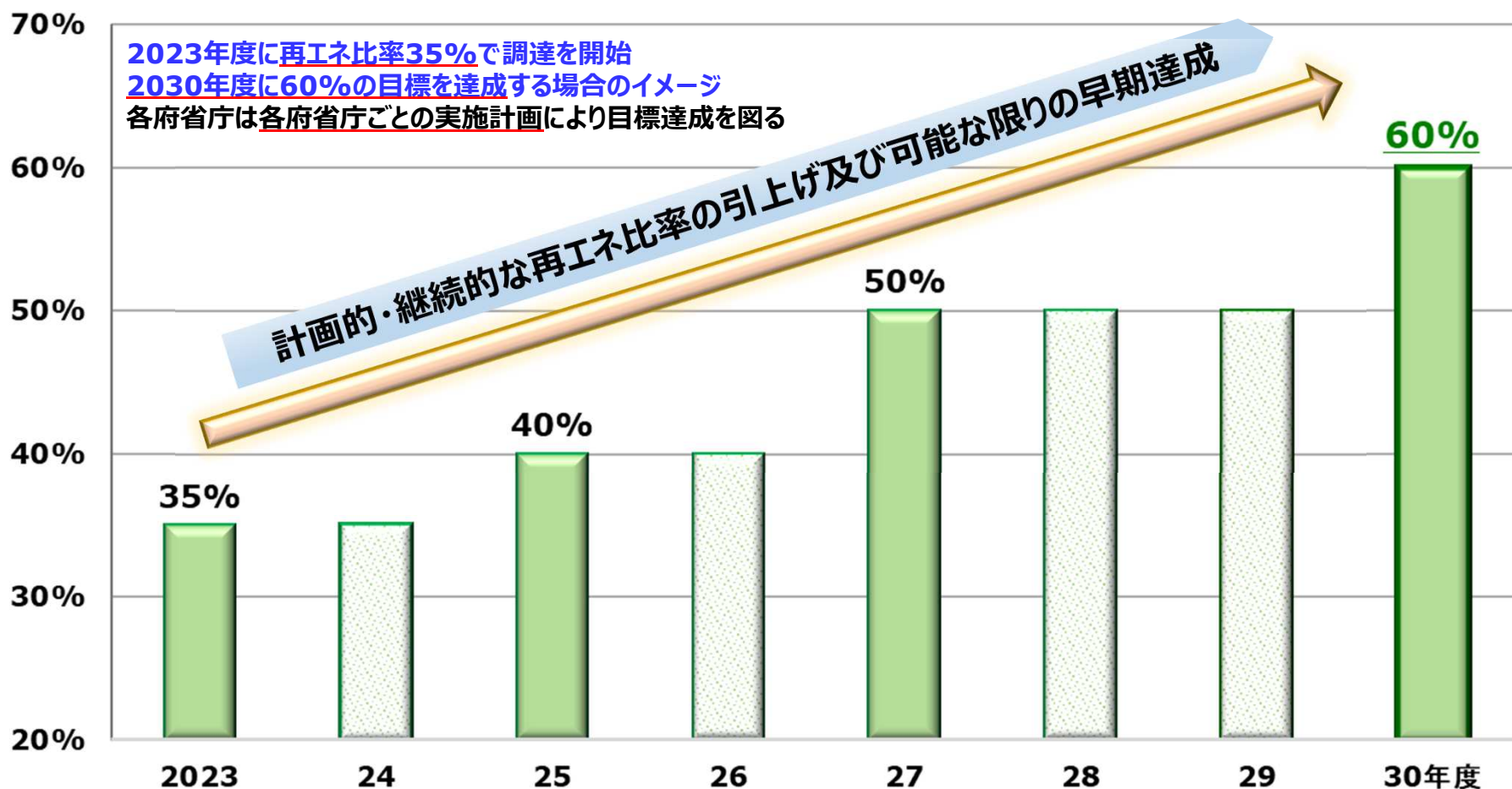
3. 調達電力の再エネ電力比率の計画的・継続的引き上げ

- 再エネ電力比率の目標である60%以上の早期達成に向けた取組に関する検討
- 調達者の再エネ電力の導入促進に資する契約内容等に関する検討

【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成を目指し、
 - 令和5（2023）年度より調達する電力の最低限の再エネ比率を規定
 - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
 - ▶ 再エネ電力の調達実績、供給状況等を踏まえた適切な再エネ比率の設定が必要

（再エネ比率）



2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討【2/3】

② 再エネ電源の種類の見直し

- 昨年度の電力専門委員会において「再エネ電源の定義」及び電源の定義に伴う「非FIT非化石証書」の活用について議論【下記は**昨年度事務局提案**】
 - ➔ 裾切り方式の評価項目である「再生可能エネルギー導入状況」の再エネ電源は、従前どおりFIT法に定める再エネ電源※
 - ➔ 非FIT非化石証書（再エネ指定）は「トラッキング付」のみ活用可能
 - ※ 太陽光、風力、水力（3万kW未満。揚水発電を除く）、地熱及びバイオマス発電
 - ➔ 調達する再エネ電力の電源は、FIT法の再エネ電源に加え、3万kW以上の水力発電（揚水発電を除く）も対象
 - ➔ 非FIT非化石証書（再エネ指定）はトラッキングの有無によらず活用可能



昨年度の議論を踏まえ、国等の機関が**調達する再エネ電力の電源に求められる要件**について、以下の考え方を前提に検討

- 可能な限り「**追加性**」を有すること（**PPA等調達者による電源選択を推奨**）
- 再生可能エネルギー電源で発電された電力であって、電源が特定されていること（トラッキング付又は相対取引）

調達電力における再エネ電力の最大限導入に向けた当面の取組（案）

令和3年度 まで

- 環境省、防衛省等の先行機関における取組の周知（「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」の普及等）
- 国の施設において、令和3年度の電力調達に当たり、原則として再エネ比率30%以上とする取組を率先的に実施

令和4年度

- 再エネ電源の定義（裾切り方式の評価項目及び調達電力）、再エネ電力の調達仕様の検討及び提示
- 再エネ電力の調達目標の達成に向けた基本方針及び基本方針解説資料の改定（併せて調達が困難な場合の対応の検討・整理）

令和5年度 以降

- すべての国等の機関において一定の再エネ電力の調達を開始
- 再エネ電力比率は政府実行計画の2030年度目標（60%以上）に整合するよう、計画的・継続的に引き上げ
- 再エネ比率の高い電力の調達の推進（目標の早期達成を目指し令和5年度に複数年契約やバルク方式等の契約内容の検討）

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討【3/3】

③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組

■ 再エネ電力の導入状況の把握・分析及び情報提供

- 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（再エネに限らず環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
- 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の仕組みを検討



小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表の仕組み、調達者向けの契約関連情報の提供等について検討

- ✓ 再エネ電力メニューの具体的な登録内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、供給量・供給要件等の制限の有無及び内容、電源及び証書の内訳等
- ✓ 調達者向けの契約関連情報の提供については前述2①の「再エネ電力の最大限導入に向けた取組」と併せて検討

3. その他

① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連携していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法を検討

② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的で適切な契約方法について、総合評価落札方式を含め検討



引き続き沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について検討

- ✓ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の実施状況の確認
- ✓ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
- ✓ 沖縄電力を始め小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼

総合評価落札方式の導入可能性について継続的に検討

- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における事例調査の実施
- ✓ 総合評価落札方式の導入に向けた課題整理、契約方式、評価項目・基準等の検討

令和4年度における基本方針等の改定を含めた対応方針（案）

- 政府実行計画における**2030年度までの再エネ電力比率の目標である60%以上を達成**するため、電力専門委員会において電気の供給を受ける契約に係る基本方針等の改定について検討し、令和5年度の契約からの反映を目指す



- 再エネ電力の最大限導入に向け、国及び独立行政法人等の契約に当たっては、**一定の再エネ電力の調達を求める旨を環境配慮契約法基本方針に明記**（基本方針の改定）
- **環境配慮契約（裾切り方式）を実施の上、契約ごとに仕様書に再エネ電力比率を明記（再エネ電源の定義を含む）**し、小売電気事業者が提供する再エネ電力メニュー等により電力を調達（仕様内容の例示）
- 2030年度までの再エネ比率目標の60%以上を達成するため、国等の契約実績、再エネ電力の需給状況等を勘案し、**次年度の契約において仕様書に示すべき最低限の再エネ電力比率を環境配慮契約法基本方針解説資料に記載**（基本方針解説資料の改定）

1. 電気の供給を受ける契約
- 2. 建築物に係る契約**
3. 産業廃棄物の処理に係る契約
4. 環境配慮契約法基本方針等検討
スケジュール（案）

【参考】 現行の建築物に係る契約類型による環境配慮

【建築設計の契約】

- 建築物の新築又は大規模改修に係る設計業務は、原則として環境配慮型プロポーザル方式により設計者を選定
 - 建築物は竣工後何十年もの長期にわたり供用されるため、設計段階における環境配慮が不十分である場合、その負の影響も長期に渡る
 - 温室効果ガス等の排出削減に関する内容を1つ以上盛り込んだ技術提案

【維持管理の契約】

- 建築物の維持管理の運用段階においても、省エネ・脱炭素化への取組、温室効果ガス排出削減対策を推進
 - 建築関連から排出されるCO₂は我が国全体の40%程度を占めているとの推計もあり、建築物の運用段階における排出が3分の2程度
 - 設計時の性能を発揮させるとともに、建築物のライフサイクルにおける省エネ・脱炭素化に向け、平成30年度に契約類型を追加（令和元年度より実施）

【ESCO事業の契約】

- 建築物の主要設備等の更新、改修計画の検討に当たり、ESCO事業導入可能性を判断
 - 設備更新型ESCO事業、複数施設の一括発注（バルク方式）等の検討
 - 国のESCO事業の契約に当たっては10箇年度以内の債務負担が可能

令和4年度における建築物に係る契約に関する検討事項等

建築物専門委員会において、以下の事項を中心に検討を行い**基本方針等の改定に反映**

1. 建築物に係る契約の契約類型別の検討事項等

- ① **建築物の設計に係る契約における検討事項等**
 - a. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討
 - b. 環境配慮型プロポーザルの技術提案のテーマ設定に係る検討
 - c. 官庁施設整備に適用する基準類の見直し内容の環境配慮契約への反映
- ② **建築物の維持管理に係る契約における検討事項等**
 - a. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討
 - b. データ計測・分析、評価指標等に関する検討
 - c. 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討
 - d. 運用改善に向けた契約方式・契約方法等に関する検討
- ③ **建築物の改修に係る契約における検討事項等**
 - 建築物の特性に応じた改修に関する検討（ESCO事業及びESCO事業以外）

2. 建築物に係る契約の連携による相乗効果の発揮

1. 建築物に係る契約の契約類型別の検討事項等【1/8】

① 建築物の設計に係る契約の検討事項等

a. 環境配慮契約の更なる実施率の向上にための方策の検討

- 令和2年度までの環境配慮契約（環境配慮型プロポーザル方式）の実施率は必ずしも高いとは言い難い状況※

※ 平成30年度の実施率は69.5%、令和元年度は62.3%、令和2年度は57.0%と60%前後で推移（令和3年度実績報告は6月末〆切で調査）

- 今後建築物のZEB化を推進する観点からも、環境配慮型プロポーザル方式による設計者の選定は重要



令和3年度契約締結実績の調査結果、これまでの環境配慮型プロポーザル方式の未実施理由等を踏まえ、**環境配慮契約の更なる実施率の向上を図るための普及促進策を検討**

- ✓ 環境配慮型プロポーザル方式の未実施理由の把握及び内容の精査
- ✓ 必要に応じ未実施理由の内容についてフォローアップ調査を実施

1. 建築物に係る契約の契約類型別の検討事項等【2/8】

① 建築物の設計に係る契約の検討事項等

b. 環境配慮型プロポーザルの技術提案のテーマ設定に係る検討

- 政府実行計画においてZEB化の目標達成※¹に向けた省エネルギー対策の徹底及び再生可能エネルギーの最大限の活用※²が求められているところ

※¹ 新築事業は原則ZEB Oriented相当以上、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す

※² 2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す

- 国等の公的機関による率先した取組の必要性、新築の住宅・建築物において確保すべき省エネ性能の（目標年度を待たず）可能な限り早期の達成※

※ 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方（令和3年8月）



建築物のZEB化、再生可能エネルギーの最大限の導入など求められる水準確保を前提に、更なる省エネ・脱炭素につながる**技術提案のテーマ設定について検討**

- ✓ 徹底した省エネルギー対策と快適性・生産性の向上の両立等
- ✓ 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの選択・利用促進等

1. 建築物に係る契約の契約類型別の検討事項等【3/8】

① 建築物の設計に係る契約の検討事項等

c. 官庁施設整備に適用する基準類の見直しの内容の環境配慮契約への反映

- 新築の官庁施設整備に適用する誘導基準等をZEBレベル（再生可能エネルギーを除く）に適合させるため、「官庁施設の環境保全性基準」が改定されたところ（令和4年4月1日より適用開始）



「官庁施設の環境保全性基準」の見直し内容を反映するため、建築物の設計に係る契約の**基本方針解説資料**を改定

【参考】官庁施設の環境保全性基準の改定

- 官庁施設の計画・設計に適用する「官庁施設の環境保全性基準」を改定し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能として、政府実行計画に基づき、新築する場合は**原則 ZEB Oriented相当以上**
- 国の各府省庁が共通して使用する「統一基準」として本年4月1日から適用

改定内容



※ 1 : 「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」に示す建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準

※ 2 : 「ZEB Oriented 相当以上」は、以下の式で表される。

- 事務所等、学校等、工場等 : BEI (再生可能エネルギーによる削減を含めない) ≤ **0.6**
- 上記以外 : BEI (再生可能エネルギーによる削減を含めない) ≤ **0.7**

$$\text{BEI} = \frac{\text{設計1次エネルギー消費量}^{\ast 3} \text{の合計} - \text{エネルギー利用効率化設備}^{\ast 4} \text{による削減量}}{\text{基準1次エネルギー消費量}^{\ast 3} \text{の合計}}$$

※ 3 : 空調、換気、照明、給湯、昇降機

※ 4 : 再生可能エネルギー等

1. 建築物に係る契約の契約類型別の検討事項等【4/8】

② 建築物の維持管理に係る契約の検討事項等

a. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討

- 令和2年度の環境配慮契約の実施率は27.6%（令和元年度34.9%）であり、令和元年度から新たに追加された契約類型であることを考慮しても低い状況
- 運用段階における徹底した省エネ・脱炭素対策の推進を図る観点から、環境配慮契約の実施率の向上は喫緊の課題であるため、令和3年度の環境配慮契約締結実績調査において未実施理由を聴取（令和3年度実績報告は6月末×切）



令和3年度契約締結実績の調査結果を踏まえ、環境配慮契約の更なる実施率の向上を図るための普及促進策を検討

- ✓ 環境配慮契約の未実施理由の把握及び内容の精査
- ✓ 未実施理由の内容について分類・整理、発注者のニーズの把握等

建築物の維持管理に係る契約における**発注者向けの有効な事例の収集・整理及び実施率の向上に資する適切な情報提供**について検討してはどうか

- ✓ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討と併せて実施

1. 建築物に係る契約の契約類型別の検討事項等【5/8】

② 建築物の維持管理に係る契約の検討事項等

b. データ計測・分析、評価指標等に関する検討

- データ計測・分析、評価指標等は、建築物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出削減・脱炭素化に向けてすべての基盤、最も基本となるもの
- 維持管理の成果を評価するための指標の設定及び継続的な把握・分析が重要



維持管理の運用段階において施設規模・運用管理体制に応じた**管理レベルを設定し、データ計測・分析等を推奨**

- ✓ 施設規模・運用管理体制に対応したエネルギー（又はGHG）の管理レベルの目安の提示
- ✓ エネルギー（又はGHG）の管理指標・目標の設定による継続的なデータの収集・分析・評価
 - ➔ 「官庁施設におけるエネルギー管理機能の計画・設計の手引き（案）」国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課（令和3年9月）を参考
 - ➔ 政府実行計画実施要領（地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）の原単位目標

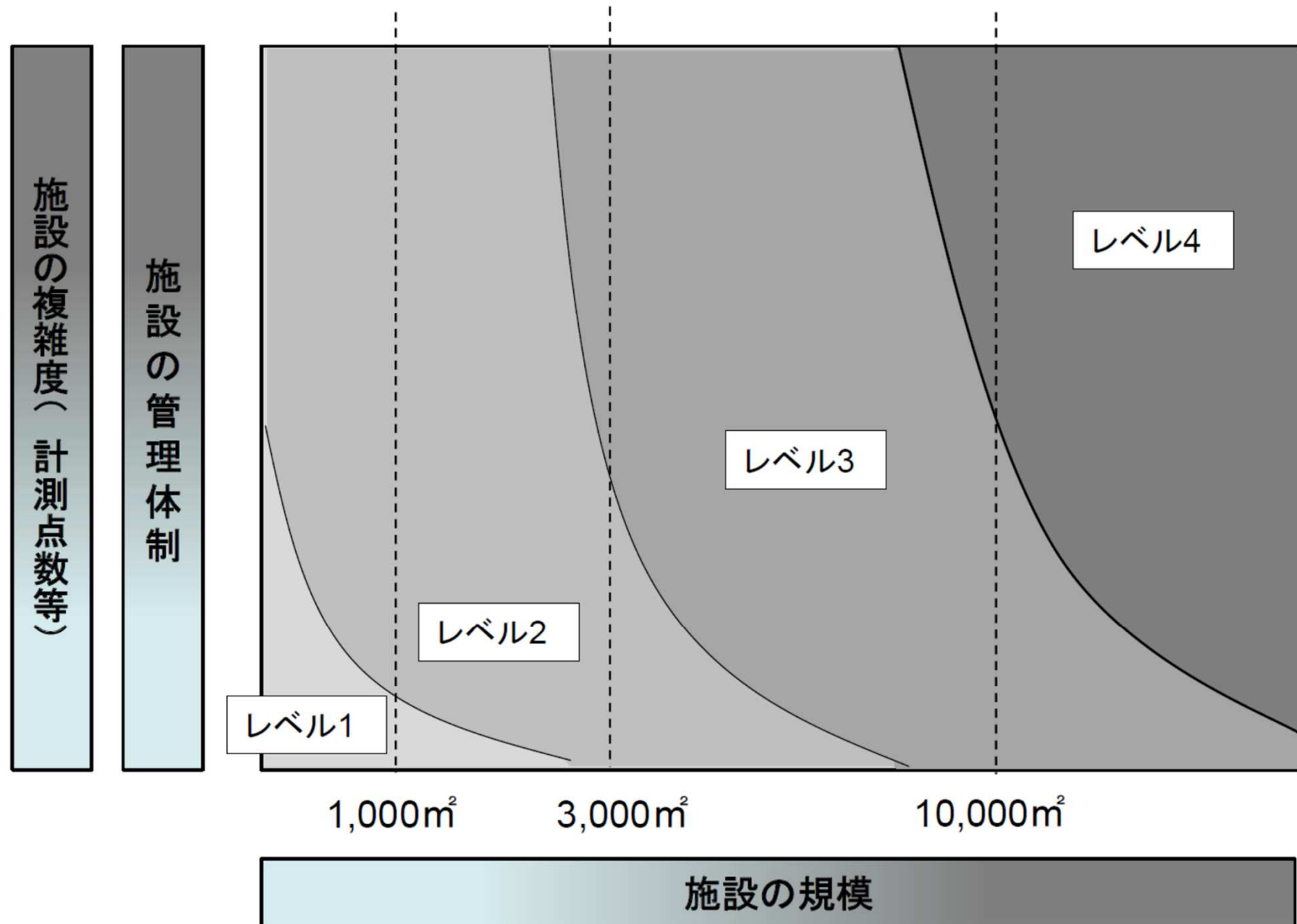
BEMSを導入している施設、省エネルギー診断を実施した施設については原則として**データ計測・分析の義務化**を検討

- ✓ データ計測・分析、及び運用改善等における専門家の活用の検討
- ✓ エコチューニング等の運用改善の手法に係る効果、先進・優良事例の提供

【参考】施設の管理レベル設定の目安、エネルギー管理の方法等

		管理レベル			
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
設定の目安	規模	～1,000㎡	1,000～3,000㎡	3,000～10,000㎡	10,000㎡～
	空気調和設備の形式	個別方式	中央方式	中央方式	中央方式
	中央監視制御装置の形式	警報盤（集中管理リモコン）	簡易型監視制御装置	簡易型監視制御装置 又は監視制御装置	監視制御装置
	施設管理体制	職員	職員	職員又は外部委託 （非常駐、常駐）	外部委託 （常駐）
エネルギー管理の方法等	エネルギー消費量等の把握・評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 主な用途種別ごとの使用量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 主な用途種別ごと及びフロア又は系統ごとの使用量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 ○ 主要機器・システム性能の確認、性能評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 用途種別ごと及びフロア又は系統ごとの使用量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 ○ 主要機器・システム性能の確認、性能評価を実施 ○ 空調二次側システムの性能の確保、評価を実施
	管理指標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量（電力・ガス等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO2排出量） ○ 主な用途種別ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO2排出量） ○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等） ○ 主要機器・システムの性能（機器・システムCOP等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO2排出量） ○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等） ○ 主要機器・システムの性能（空調二次側を含む）

【参考】施設の規模等による管理レベル設定の目安



1. 建築物に係る契約の契約類型別の検討事項等【6/8】

② 建築物の維持管理に係る契約の検討事項等

c. 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討

- 維持管理の運用段階において徹底した省エネルギー対策を進めるためには当該建築物の特性等を踏まえた最適な省エネ・脱炭素対策等を選択することが重要
- 他方、実施すべき具体的な対策等がわかり難いこと等から、環境配慮契約の実施率が低い状況にある要因の一つとも考えられるところ



建築物の維持管理に係る契約における環境配慮契約の実施率の向上にも資するよう、**発注者に有効な事例の収集・整理及び適切な情報提供について検討**

- ✓ 契約締結実績調査において把握する具体的な運用段階における先進・優良事例等の分類・整理及び類似施設等への横展開について検討
- ✓ 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討と併せて実施

発注者向けの運用段階における**省エネ・脱炭素の取組・対策の把握・整理及びメニュー化に向けた検討**を実施

- ✓ 運用改善に資する省エネ・脱炭素に係る取組・対策のコスト面を含めた分類・メニュー化の検討

1. 建築物に係る契約の契約類型別の検討事項等【7/8】

② 建築物の維持管理に係る契約の検討事項等

d. 運用改善に向けた契約方式・契約方法等に関する検討

- 維持管理に係る契約は単年度契約（令和2年度88.4%）、最低価格落札方式（同59.0%）による場合が多く建築物の特性を踏まえた運用につなげ難い
- 維持管理において効果を発揮するためには事業者の能力と一定の期間が必要



業務内容、契約方式に対応した**入札参加資格、評価項目・評価内容等の検討**を実施

- ✓ 契約方式（最低価格落札方式、総合評価落札方式、随意契約等）に応じた**入札参加要件の考え方を整理**

維持管理の運用改善に資する**複数年契約、複数施設の一括発注（バルク方式）の検討**を実施

- ✓ 複数年契約は運用実績を踏まえた継続的改善（削減目標等の設定及び達成状況の進行管理を含む）につながり、発注者・受注者双方のメリットを訴求
- ✓ 複数施設の一括発注は発注規模の拡大による事業者の参入インセンティブの向上、同種業務をまとめることによる費用対効果の向上等について訴求（小規模施設の群管理等）

1. 建築物に係る契約の契約類型別の検討事項等【8/8】

③ 建築物の改修に係る契約の検討事項等

令和3年度の建築物専門委員会において改修に係る契約として、現行の基本方針に定める省エネルギー改修事業（ESCO事業）の他に、ESCO事業以外の2つについて検討することとされた

- 国の機関におけるESCO事業の実施は法施行以降実績がないが、独立行政法人等においては用途により一定程度の導入が進展
- 既存建築物のストック対策として建築物の改修による徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進が極めて重要



ESCO事業については事業成立のための要件等の再整理及びESCO事業に適した施設等に対する普及促進策の検討

- ✓ 建築物の規模・用途等に応じた導入可能性判断の目安の検討
- ✓ ESCO事業の導入可能性のある独立行政法人等への普及促進策の検討

国等の機関の建築物のうち大部分を占める既存建築物について、改修のタイミングで徹底した省エネルギー対策の実施

- ✓ 大規模改修時等におけるZEB等の省エネ基準を満たす可能性の検討
- ✓ 維持管理の運用段階におけるデータの積極的な活用（運用実績の改修への活用）

【参考】建築物に係る契約及び改修に係る契約の整理の方向

- 建築物に係る契約として、**建築物の設計、維持管理及び改修に統合**
- 建築物の改修に係る契約を**環境配慮契約に位置づけ**、これまでのESCO事業と新たなESCO事業以外の2つの改修事業を対象として取り扱うこととし、ESCO事業が成立しない場合の改修事業についても、**省エネ・脱炭素化を推進**

建築物に係る契約

建築物の設計に係る契約

建築物の維持管理に係る契約

建築物の改修に係る契約

ESCO事業に係る契約

- ・ ESCO事業成立のための要件等の整理
- ・ ESCO事業に適した施設等への普及促進

ESCO事業以外の省エネ改修に係る契約

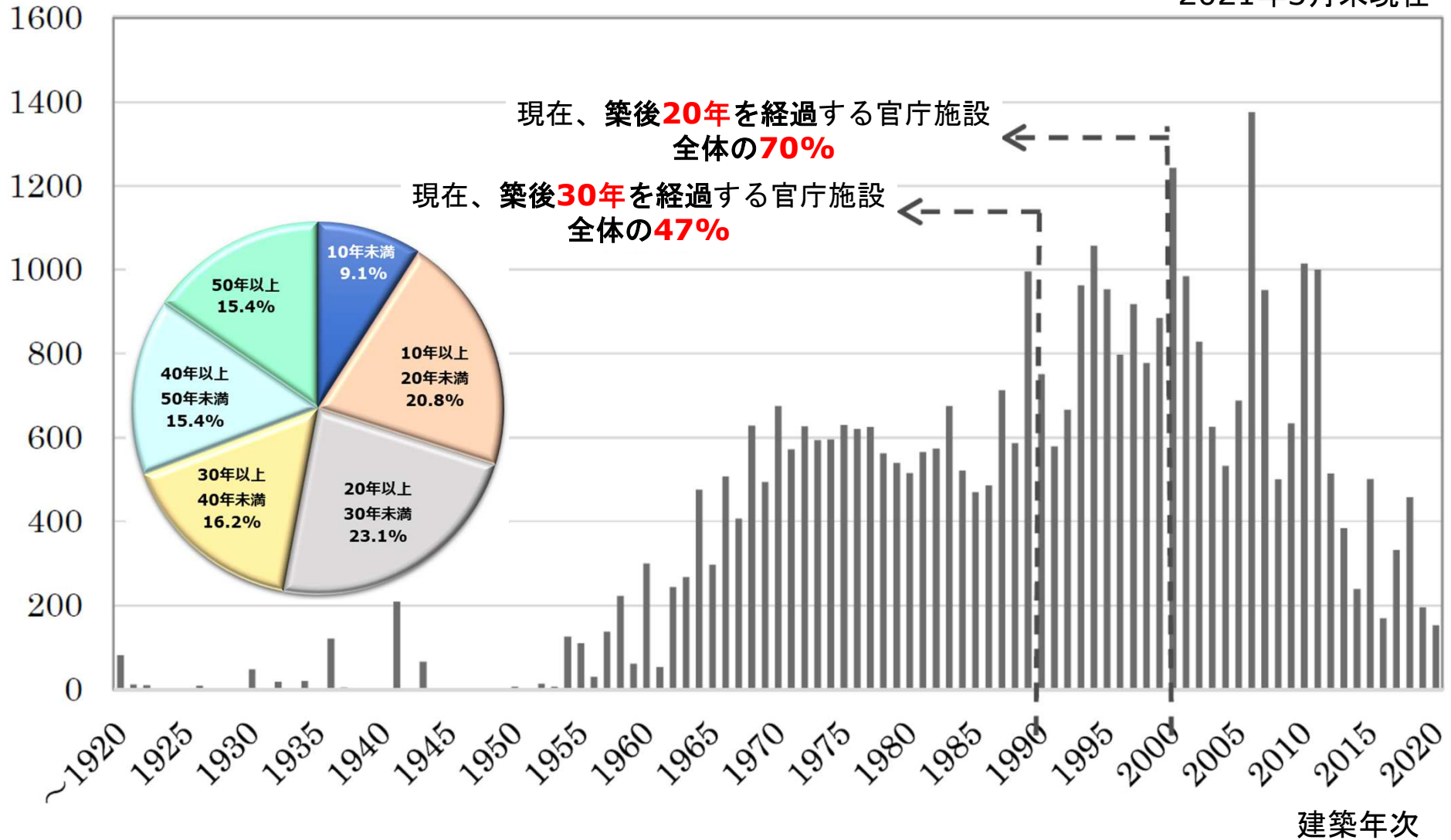
- ・ 大規模改修等のZEB等基準を満たす改修の促進
- ・ 運用データを活用した可能な限りの省エネ改修

※ ESCO事業以外の改修事業についても当該事業において環境配慮の実施可能性を確認し、環境配慮が可能な場合は環境配慮契約を行う方向で検討

【参考】建築年次別の官庁施設の延べ面積

延べ面積（千㎡）

2021年3月末現在



2. 建築物に係る契約の連携による相乗効果の発揮

建築物に係る契約（設計、維持管理及び改修）の3つの契約が建築物のライフサイクルにおいて効果的・有機的に連携することにより、一層の温室効果ガスの排出削減に対する相乗効果が期待

- 設計段階におけるZEB水準の省エネルギー性能の確保や再生可能エネルギーの最大限の導入、維持管理の運用段階におけるデータの活用、改修・更新時における最適な設備等の選択・導入判断等、建築物のライフサイクルにおいて、徹底的な省エネルギー対策を図るとともに、脱炭素化を目指すことが必要
- 省エネルギー対策の実効性をより高めるためには、企画・設計段階、運用段階及び改修の各段階をデータの計測・分析結果等を通じて一体的にマネジメントしていくことが重要



維持管理の運用段階におけるデータ計測・分析結果等の他の契約類型への展開及び活用について検討

- ✓ 建築物のライフサイクルの各段階におけるデータの活用場面を想定し、必要となるデータの整理、当該データを収集するための企画・設計段階へのフィードバック方法等の検討
- ✓ 専門家の活用を含め、取得データの最大限の活用等、データを介した連携について検討
- ✓ 企画・設計から運用、改修に至るまでコミショニングの考えを基本的なツールとして整理

省エネ・脱炭素化に向けた対策・取組等の連携について検討

- ✓ 建築物のライフサイクルにおける発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化の検討

令和4年度における基本方針等の改定を含めた対応方針（案）

- 政府実行計画における**新築建築物のZEB化、再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底的な省エネルギー対策等**を実現するため、建築物専門委員会において**建築物に係る契約の体系を再整理するとともに、基本方針等の改定について検討し、令和5年度の契約からの反映**を目指す



- 国及び独立行政法人等が締結する新築建築物の設計に係る契約に当たっては、ZEB化及び再生可能エネルギーの導入について原則として契約図書に設計仕様として記載する旨を**環境配慮契約法基本方針に明記**（基本方針の改定）
- 現行の建築物の設計、維持管理及びESCO事業の3つの契約類型を**新たに「建築物に係る契約」として再整理**するとともに、改修に係る契約として**ESCO事業以外の改修についても環境配慮契約として位置づけ**（基本方針及び基本方針解説資料の改定）
- 建築物の維持管理に係る契約においてエネルギー（又は温室効果ガス）管理レベル及びレベルに応じた目安の設定、ライフサイクルにおける合意ツールとしてのデータ活用について**基本方針解説資料に記載**（基本方針解説資料の改定）
- ZEB水準の省エネルギー性能の確保に向けて、改定された**官庁施設の環境保全性基準を基本方針解説資料に反映**（基本方針解説資料の改定）

1. 電気の供給を受ける契約
2. 建築物に係る契約
- 3. 産業廃棄物の処理に係る契約**
4. 環境配慮契約法基本方針等検討
スケジュール（案）

産業廃棄物の処理に係る契約

■ プラスチック資源循環の促進に関する検討

- ▶ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が本年4月から施行
- ▶ 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組、3R+Renewableを促進することとしており、排出事業者に対してはプラスチック廃棄物の排出の抑制やその再資源化等が求められているところ
- ▶ 国及び独立行政法人等においても排出事業者として、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制とともに、その再資源化等を率先して実行することが必要



環境配慮契約の観点から、国及び独立行政法人等においてプラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化等の促進につながる取組について、同法に基づく「**排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（令和4年3月）**」等を参考とし、事務局において整理・検討の上、基本方針検討会に提示、本年度の**解説資料の改定への反映**を目指す

1. 電気の供給を受ける契約
2. 建築物に係る契約
3. 産業廃棄物の処理に係る契約
- 4. 環境配慮契約法基本方針等中期
検討スケジュール（案）**

令和4年度における専門委員会の検討スケジュール（案）

月	電力専門委員会	基本方針検討会	建築物専門委員会
3年 12		第3回基本方針検討会（15日） 令和4年度に電力専門委員会及び建築物専門委員会の継続設置を了承	
4年 6	第1回電力専門委員会（21日） ○ 電力専門委員会における検討事項等（電気の供給を受ける契約の方針等） ○ 検討スケジュール		第1回建築物専門委員会（20日） ○ 建築物専門委員会における検討事項等（建築物に係る契約の方針等） ○ 検討スケジュール
7		第1回基本方針検討会（15日） ○ 環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等（専門委員会における検討事項等の報告等） ○ 検討スケジュール	
8	第2回電力専門委員会（中下旬） ○ 排出係数しきい値引き下げの方向性 ○ 再エネ電力の定義 ○ 再エネ電力最大限の調達に向けた取組 ○ 基本方針等の改定の方向性（素案） ○ 電力専門委員会とりまとめ骨子		第2回建築物専門委員会（下旬） ○ 建築物の設計に係る契約の拡充等 ○ データ計測・分析、評価指標 ○ 改修に係る契約の整理の方向 ○ 建築物に係る契約の連携のあり方 ○ 基本方針等の改定の方向性（素案） ○ 建築物専門委員会とりまとめ骨子
9	第3回電力専門委員会（下旬） ○ 電力専門委員会とりまとめ案 ○ 基本方針及び解説資料の改定案		
10		第2回基本方針検討会（中下旬） ○ 専門委員会とりまとめ結果報告 ○ 基本方針及び解説資料の改定案 ○ 検討スケジュール	第3回建築物専門委員会（上旬） ○ 建築物専門委員会とりまとめ案 ○ 基本方針及び解説資料の改定案

環境配慮契約法基本方針等の中期検討スケジュール（案）

契約類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和12年度 (2030) までの予定	
電気の供給を受ける契約		排出係数しきい値導入	排出係数しきい値の継続的な引下げ及び新たな引下げ検討を受けた運用の実施	未実施機関の公表（令和2年度契約締結実績分から開始）	加点項目の見直しの反映、実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出係数に関連する他の制度等の進捗を踏まえ、専門委員会の設置、しきい値の強化 ● 加点項目の整理及び機動的な見直し ● 再エネ電力の最大限導入に向けた検討 ● 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 ● 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討 	
	排出係数しきい値の方針検討	排出係数しきい値の引下げ検討	排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討	▲46%と整合した排出係数しきい値の絵姿	強化された排出係数しきい値による運用		
	加点項目の見直しの検討	加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討			新たな加点項目及び電気事業者の取組を踏まえた見直しの検討		再エネ電力の調達の実施
		再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討 再エネ電源に係る検討			総合評価落札方式の導入可能性に係る検討		導入条件、評価方式・項目等に係る検討
	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置		専門委員会設置検討
建築物に係る契約 (設計、維持管理及びESCO(改修))	維持管理契約導入	契約実績調査・分析等		設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討	検討結果の基本方針等への反映	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物に係る契約の効果的な連携のあり方に関する検討 ● 検討状況等を踏まえ専門委員会の継続設置 	
		設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討			実施状況等を踏まえ連携のあり方検討		
			専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討		
自動車の購入及び賃貸借に係る契約		次世代自動車等への対応の検討	総合評価の算定方法の検討	新たなトップランナー基準や市場動向により検討		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
				専門委員会設置検討	専門委員会設置検討		
				検討結果の基本方針等への反映、実施			
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約		関係法令等の見直しに伴う対応検討	プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の基準や市場動向により必要に応じ検討		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
				専門委員会設置検討	専門委員会設置検討		
				検討結果の基本方針等への反映、実施			

凡例： 実施項目 検討内容 専門委員会設置 専門委員会設置検討

※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定